

最上町瀬見温泉事業経営戦略

団 体 名 : 山形県 最上町

事 業 名 : 瀬見温泉特別会計

策 定 日 : 令和 2 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 2 年度 ~ 令和 12 年度

1. 事業概要

* 複数の施設を有する事業にあつては、施設ごとの状況が分かるよう記載すること。

(1) 事業形態等

法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	非適用		事業開始年度		昭和46年	
事業の種類	温泉		施設名		瀬見温泉共同浴場「せみの湯」 及び瀬見温泉源泉(町営1号・5号)	
職員数	兼任職員2名 (総務課職員)					
事業の内容	瀬見温泉は弁慶義経ゆかりの地であり、町は地域振興に役立てるため、町営源泉を採掘し、従前より源泉の配湯事業を行ってきました。昭和46年より条例を整備し、従前より行っていた事業として温泉旅館への源泉の配湯及び、地域住民への共同浴場の管理運営があつたが、平成28年度において、老朽化した共同浴場を新築、瀬見温泉共同浴場「せみの湯」とし、地域の共同浴場としての機能を残しつつ、新たな観光交流資源の一つとして運営している。					
年間利用状況 ※単位を明記すること ※過去3年度分を記載	平成27年度	106千人	平成28年度	107千人	平成29年度	106千人
経常収支比率 (又は収益的収支比率) ※過去3年度分を記載	平成27年度	268.8%	平成28年度	123.8%	平成29年度	91.7%
経費回収率* ※過去3年度分を記載	平成27年度	133.1%	平成28年度	123.6%	平成29年度	91.7%
民間活用の状況	ア 民間委託		源泉管理業務について民間委託を実施			
	イ 指定管理者制度		実施していない			
	ウ PPP・PFI		実施していない			

* 法適 $\left(\frac{\text{主営業収益} + \text{その他営業収益}}{\text{営業費用} + \text{営業外費用}} \times 100\right)$ 非適 $\left(\frac{\text{料金収入} + \text{その他営業収益}}{\text{営業費用} + \text{営業外費用} + \text{地方債償還金}} \times 100\right)$

(2) 料 金 形 態 *施設ごとの状況が分かるよう記載すること。

料金の概要・考え方	<ul style="list-style-type: none">■入浴料金・一般入浴客 1人1回につき400円・月額利用券 最上町民 1ヶ月あたり3,000円 最上町外 1ヶ月あたり3,500円・地域住民利用券(共同浴場利用) 1年あたり1人3,600円 ■温泉使用料(源泉配湯事業)・毎分1リットルあたり1,370円
-----------	--

(3) 施設を取り巻く環境等 *周辺施設の状況などが分かるよう記載すること。

<p>平成27年度より共同浴場の新築に着手、平成28年4月に完成、同6月より運営開始。 現在の瀬見温泉特別会計は共同浴場「せみの湯」の運営を主としている。「せみの湯」は足湯・内湯・露天風呂・ふかし湯と4つのお風呂を備え、共同浴場としての運営を主として、瀬見温泉地内におけるあらたな観光資源の1つとして一般の方にも入浴可能なように公開している。 また、町営1号及び町営5号源泉を各温泉旅館に対し魚骨方式にて配湯を行っており、町ではこれら共同浴場の一般運営(清掃、料金管理等)及び配湯施設の管理について地域の温泉旅館組合に委託を行い、全体的に管理を行っている。</p>
--

2. 経営の基本方針

<p>本町における温泉は「赤倉温泉」「大堀温泉」「瀬見温泉」と各地域に3箇所あり、とりわけ重要な観光地域資源の1つとして位置付けている。本瀬見温泉についても地域活性化を最大の目的とし、計画的な施設管理のもと健全な経営を進めていきたいと考える。</p> <ul style="list-style-type: none">■地域活性化のため 瀬見地区の観光資源の一つとして運営する。■安心安全な温泉施設の運営及び 各旅館への源泉の提供を行う。■源泉管理施設及びその他施設の計画的な維持管理を行う。■観光施設は売上の維持が大前提であるため、中長期的に現在の売上を維持及び増加させる取り組みに取り組んでいく。
--

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

* 複数の施設を有する事業にあっては、施設ごとの内訳も作成すること。

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

* 複数の施設を有する事業にあっては、施設ごとの考え方がわかるよう記載すること。

① 収支計画のうち投資についての説明

<ul style="list-style-type: none">・3年に1回源泉揚湯ポンプの更新工事を行う。(直近の更新は平成29年度に実施)・大規模修繕については平成28年度において共同浴場を新築したため行わないが、経年劣化により老朽化していく施設に対し、適時修繕を行っていく。

② 収支計画のうち財源についての説明

収入財源でまかないきれず不足している場合については瀬見温泉事業積立金の繰り入れにより対応することとしている。施設の利用状況にもよるが、基金の繰り入れは極力行わず、現在の収入財源のみでまかなえるような運営を目的とする。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

経常経費の節減はもちろんのことであるが、温泉施設であるため、水道光熱費が多大となっているところについては何らかの対策を講じ、更なる経費の節減に取り組む。令和元年度において高すぎる源泉温度(約65℃)を利用に適した温度(48℃程度)に下げる熱源改良工事を実施し、水道費用については一定の成果を得た

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

*1 (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

*2 複数の施設を有する事業にあっては、施設ごとの考え方・検討状況がわかるよう記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

投資の平準化に関する事項	老朽化及び経年劣化していく施設の部分に対する計画的な修繕を検討し、投資の平準化につながる取り組みを随時検討する。
施設等の統合・縮小・廃止に関する事項	2つあった共同浴場が統合し、現在の共同浴場となっているため、現在においての統合・縮小・廃止は検討していない
防災・安全対策に関する事項	施設の定期的なメンテナンス等により安全対策を実施する。
民間の活力の活用に関する事項 (PPP・PFI など)	採算性を念頭において、当町に合った取り組みかどうか検討したうえで実施する
その他	特筆すべき事項はなし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

料金単価に関する事項	社会経済情勢の変化に合わせて料金単価を見直す検討を行う。 令和2年度スタート時点において一部見直しの予定
利用状況に関する事項	既存施設の修繕等を行い、利用促進を図る。
繰入金に関する事項	特筆すべき事項はなし
資産の有効活用に関する事項	既存の施設及び資源を活用して、地域ニーズに応えた事業を展開する。
その他	特筆すべき事項はなし

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間の活力の活用に関する事項 (指定管理者制度、PPP・PFI など)	採算性を念頭において、当町に合った取り組みかどうか検討したうえで実施する
職員給与費に関する事項	特筆すべき事項はなし
委託費に関する事項	源泉の管理(共同浴場の管理)について民間委託を行っている。
その他	特筆すべき事項はなし

4. 公営企業として実施する必要性など

* 複数の施設を有する事業にあつては、施設ごとの考え方が分かるよう記載すること。

事業の意義、提供するサービス自体の必要性	温泉事業は最上町の観光振興において重要な役割を担っていることから、一定の意義が認められ必要性の高いサービスであるといえる。
公営企業として実施する必要性	最上町瀬見温泉施設の設置及び管理に関する条例による

【参考】「観光施設事業及び宅地造成事業における財政負担リスクの限定について(通知)」(平成23年12月28日付け総務副大臣通知) 抜粋

- 1 観光施設事業及び宅地造成事業(内陸工業用地等造成事業及び住宅用地造成事業に限る。以下同じ。)を新たに行う場合には、次の点に御留意いただきたい。
 (1) 地方公共団体が公営企業により実施するのではなく、第三セクター等、法人格を別にして事業を実施すること。
 (2) 事業を実施する法人においては、事業自体の収益性に着目したプロジェクト・ファイナンスの考え方による資金調達を基本とすること。
 (3) 法人の債務に対して地方公共団体による損失補償は行わないこと。
 (4) 法人の事業に関して、地方公共団体による公的支援(出資・貸付け・補助)を行う必要がある場合には、公共性、公益性を勘案した上で必要最小限の範囲にとどめること。
- 3 既存の観光施設事業及び宅地造成事業についても、地方公共団体の財政負担のリスクを限定する観点から、1の手法の導入について御検討いただきたい。

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	実績との乖離を修正するために必要に応じて決算後に収支計画を見直していく。但し、社会経済情勢の変化等、計画策定当時に予期しえない状況が発生した際には、更に短い期間の見直しを行う場合がある。
---------------------	---

